別紙

諮問第970号

答 申

#### 1 審査会の結論

「令和〇年〇月〇日に〇〇署〇〇課〇〇係長が作成した、私の電話番号等が記載されているノートの写し」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に関する電話対応の事実をメモしたものとして〇〇署〇〇課〇〇係長が作成した、私の電話番号等が記載されているノートの写し(〇〇課で、又は〇〇係長本人において保管)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、警視総監が令和4年3月31日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

# 3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定警察署の警察職員の氏名を指定して、当該職員が保有するノートに記載されたと審査請求人が主張する保有個人情報(以下「本件請求個人情報」という。)の開示を求めるものであるが、実施機関では非管理職職員の氏名等は慣行として公にしていないため、本件請求個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例16条2号及び同条4号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3に基づき、本件請求個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

#### 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年7月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年1月31日に実施機関から理由説明書を、同年2月27日に審査請求人から意見書を収受し、同年4月24日(第170回第三部会)及び同年5月29日(第171回第三部会)に審議した。

#### (2)審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機 関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断 する。

実施機関の説明によると、管理職にある警察職員の氏名は慣行として公にしているが、それ以外の非管理職職員については、その氏名を公にしていないことを理由に、管理職以外の警察職員の氏名を原則として非開示とする取扱いをしているとのことである。また、警察署の係長と呼ばれる職員については、警部補の階級にある職員を指すところ、警部補は管理職ではない旨説明する。

審査会が検討したところ、本件開示請求については、特定の部署における職員の氏名等を具体的に指定して行われているため、本件請求個人情報の存否について応答することとなると、特定個人が警視庁の特定の部署に所属する職員であるか否かという、条例16条2号本文で規定する非開示情報を開示することとなると認められる。

また、同号ただし書該当性について検討したところ、実施機関では非管理職職員の 氏名については慣行として公にしていないとのことであり、本件開示請求においては 非管理職職員の氏名等を指定して請求していることから、同号ただし書イには該当せ ず、その内容及び性質から同号ただし書口及びハのいずれにも該当しない。

よって、本件開示請求に対し、本件請求個人情報の存否について答えることは、条例16条2号に定める非開示情報を開示することとなることから、条例16条4号該当性を判断するまでもなく、条例17条の3の規定に基づき本件請求個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は個別の事情など種々の主張をしているが、そのいずれも審査会 の判断を左右するものではない。 よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、寳金 敏明、峰 ひろみ